

カラオケ機器を設置している店舗での 新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い

カラオケ機器を設置している店舗において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、従業員・利用者の方は、**別紙『新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト』**（「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に作成）を活用し、日頃からの感染予防対策の徹底をお願いします。

● 感染の予防（感染しない・させない）

【 感染予防の対策の一部 】

- ✓ 飛沫（ひまつ）が他の方に飛ばないように距離（1 m以上）を取り横並びに座る。
- ✓ 飲食する時以外は、マスク等をつけて歌唱・会話をする。
- ✓ 飲食物は、利用者の正面に置かない
- ✓ 使用する機器（マイク、リモコン等）などで、直接手で触れる部分の消毒は適切に行う
- ✓ 換気を十分に行う。
- ✓ 2 m以上離れて歌唱する。

● 感染拡大の防止（感染を広げない）

陽性者が判明した場合、感染拡大を防止できるように、濃厚接触者を特定する必要があります。そのため保健所が行う調査時には、名簿の提供をお願いします。

・ **従業員の方へ** … **利用者の連絡先を確認し、名簿の管理**をお願いします。

・ **利用者の方へ** … **店舗に、連絡先の提供**について協力をお願いします。

※ **新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生したカラオケ設備のある飲食店では、下記の感染症予防対策の対応が難しかったということを確認しましたが、重要な対策なので、遵守してください。**

- ・ 利用者に「発熱や咳等がある場合、利用をお断りさせていただく」旨の周知
- ・ 利用者数を制限（定員の50%以下）すること
- ・ マスク又は目や顔を覆う防護具の装着
- ・ 歌唱時を含む対人間隔 できるだけ2 m（最低1 m）をあけること
- ・ 連絡先の記載を利用者に促すこと